

キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様書

キャリアアップ支援事業業務委託に係る仕様は次のとおりとする。

第1 目的

企業が即戦力として求める人材を育成するため、求職者に対し、①セミナー、②ポリテクセンター兵庫による職業訓練体験研修、③業務内容説明会（ミニ面接会等を含む）、④職場体験（トライアルワーク）から、⑤就職マッチングまでを一括して行う「しごと塾」を実施し、離職によるブランクや環境変化等に対し不安を抱く求職者の方への就労を支援し、市内企業の人材不足の解消と求職者の早期就職を図る。

第2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第3 委託業務内容

しごと塾生の募集・確保、業務内容説明会（ミニ面接会等を含む）及び職場体験（トライアルワーク）への参加企業の募集・確保を行い、しごと塾を実施すること。

1 従事体制

- (1) しごと塾生に対し、個別面談を適宜実施するなど、個々の状況等をつぶさに把握し、
セミナー ⇒ ポリテクセンター兵庫による職業訓練体験研修（への積極的な参加誘導）
⇒ 業務内容説明会（ミニ面接会等を含む）⇒ 職場体験（トライアルワーク）から就職マッチングに至るまで、個別丁寧なトータルコーディネートを行うこと。
- (2) 契約期間中は、しごと塾生が就職活動における疑問・不安を解消できるように相談体制を整えること。
- (3) セミナー講師やセミナースタッフ（下記記載）、相談員など、しごと塾生に対し、適切な助言等を行う立場にある者については、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、国家資格キャリアコンサルタント同等資格、または就労支援経験を有する者であること。

2 セミナーの実施

- (1) セミナー講師に加え、参加者の理解を深め進行をサポートするセミナースタッフを配置すること。
- (2) 参加者のニーズや現在の雇用就労環境の状況にあった研修プログラム及びテキストを策定すること。
- (3) セミナーの内容は、就職意識の向上、自己分析、社会人としてのマナー、コミュニケ

ーション能力の向上、履歴書・職務経歴書の書き方、模擬面接、求人情報の見方、一般常識、パソコン講座（Word 初級、Excel 初級）の希望者全員受講やオンライン面接対策、ビジネスメイク講座、スーツの着こなし術などのテーマの中から、しごと塾生の特性や状況に応じて、より就職に直結する効果的な内容となるよう組み合わせて実施すること。

（下線部は必須とする。）

また、女性向けの内容については、必要に応じて女性センター・トレピエ・マザーズハローワーク尼崎と協議をすること。

- (4) ポリテクセンター兵庫が実施する職業訓練体験研修についても実施内容についてはポリテクセンター兵庫とよく協議し、丁寧な連携に努め積極的なしごと塾生の研修参加を促すこと。
- (5) 模擬面接を実施する場合は、より効果的な面接練習とするため、しごと塾生本人の履歴書等を使用する場合は、その旨をしごと塾参加申込みの際に必ず承諾を得ておくこと。また、個人情報の保護を十分に配慮して実施すること。
- (6) セミナーに参加のしごと塾生に対しアンケートを実施し、各期しごと塾終了時にアンケート結果を市へ報告すること

3 業務内容説明会の実施

- (1) 業務内容説明会及びミニ面接会に参加する市内求人企業を1回につき15社程度確保すること。
その際、5社程度を市からの推薦枠として設けること。
- (2) 市内求人企業による会社概要や仕事内容の説明のみならず、様々な業界についての理解が深まるものにすること。
- (3) しごと塾生と十分に面談を行い、ニーズ及び就職マッチングに適する企業を確保すること。
- (4) 参加企業及び求人内容については市と協議のうえ決定すること。
- (5) ミニ面接会時の参加企業（仕事と子育ての両立しやすい求人など）や相談機能の設置についてはマザーズハローワーク尼崎と十分協議のうえ確保すること
- (6) 参加企業と十分に連絡を取り、しごと塾生の名簿作成及び配布資料等の作成、必要物品の準備を行うとともに、参加企業との日程調整を行うこと。
- (7) しごと塾生用として各参加企業に必ず説明資料を用意させ、配付させること。
- (8) 説明にパワーポイントを使用する場合は、同じものを紙ベースで配付させること。
- (9) 業務内容説明会の冒頭に募集する職種内容等の説明を必ずさせること（正規・非正規、給料、賞与、休暇、勤務時間、福利厚生等）。
- (10) しごと塾生から質問しづらいと思われる項目については、受託事業者が代表して質問する等、工夫して行うこと。

- (11) 参加企業に対して、産業・雇用オンラインシステム『アマポータル』へ登録促進を行うこと。
- (12) セミナーに参加のしごと塾生に対しアンケートを実施し、各期しごと塾終了時にアンケート結果を市へ報告すること

4 職場体験（トライアルワーク）の実施

- (1) 職場体験（トライアルワーク）の受入先となる市内求人企業を1回につき15社以上確保すること。
- (2) 業務内容や企業に対する理解を深めるために、参加を希望するしごと塾生に対し、半日～1日程度で市内企業等へ職場体験を実施すること。
- (3) しごと塾生に対し、職場体験の意義の説明を行うとともに、日程調整等を行い、必要に応じて同行するなど、丁寧な対応に努めること。
- (4) しごと塾生に対し、必要に応じて傷害保険への加入及び申込み手続き、傷害保険の費用負担を行うこと。
- (5) 参加する企業と十分に連絡を取り、しごと塾生の名簿作成及び配布資料等の作成や必要物品の準備を行うとともに、参加企業との日程調整を行うこと。
- (6) 受入企業への謝礼については、委託料の範囲の中で支出すること。
- (7) 参加企業に対して、産業・雇用オンラインシステム『アマポータル』への登録促進を行うこと。

第4 参加者（しごと塾生）の確保

きめ細やかな支援体制を確保する観点から、しごと塾1回につき30人程度の求職者を確保すること（年齢等の制限は設けないこととする。但し、参加者の年齢構成に大きな偏りが見られる場合等は、あくまで本人の希望が最優先であるが、しごと支援課の窓口へ案内する等、柔軟に対応すること）。

第5 実施日数及び時間

1 セミナー及び業務内容説明会

- (1) セミナー及び業務内容説明会については、しごと塾生が参加しやすい曜日等の日程を考慮する中で、1日のカリキュラムを概ね9時から17時までの間（うち1時間休憩）で組むこととし、しごと塾1回につき延べ7日間程度とすること。
- (2) 業務内容説明会については、必ずしもセミナー終了後に実施する必要はなく、セミナーの合間に実施する、企業の担当者がセミナーに直接参加する等、形にとらわれることなく、受託事業者の創意工夫により、しごと塾生の就職マッチングにつながる効果的なものとする。

2 職場体験（トライアルワーク）

参加企業が定める時間。但し、しごと塾生の任意参加とする。

第6 実施回数及び実施時期

1 実施回数

3期実施すること。（うち1期を女性対象とすること。）

2 実施時期

しごと塾実施にかかる具体的な実施時期については、参加者を効果的に確保する観点から、市と協議のうえ決定する。

第7 実施場所

1 セミナー及び業務内容説明会

- ・しごと塾生が通い易い場所で実施すること。
- ・ポリテクセンター兵庫（尼崎市武庫豊町3丁目1-150）

※育児中の女性も参加する可能性があることから、受託事業者の費用負担により、しごと塾生が一時保育制度を無料で利用できるようにすること。

2 職場体験（トライアルワーク）

各企業等における事業所

第8 就職マッチングについて

しごと塾生には、市内企業を中心に複数の求人企業の採用面接等に応募させ、就職に結びつけること。しごと塾修了後も可能な限り継続支援を実施するとともに、状況の把握に努めること。

第9 事業実施計画書及び実績報告等について

1 本業務を実施するにあたっては、あらかじめ事業計画書を提出し尼崎市と協議すること。

2 受託事業者は、しごと塾生の様子や採用面接等の応募結果、しごと塾修了後の状況、ポリテクセンター兵庫への入所状況等について本市担当職員の求めに応じ、適宜報告すること。また、事業終了後、しごと塾生の名簿、アンケート、しごと塾での様子、セミナー内容、企業の採用面接等の応募結果等を記録したもの及び参加企業名簿をまとめて、事業完了予定日の属する月の翌月10日までに本市に提出することとし、その受理を以て事業完

了とする。

第 10 業務責任者

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、その氏名をあらかじめ報告すること。また、業務責任者を変更した時も同様とする。

第 11 しごと塾における広報

受託事業者の創意工夫により効果的な事業PRを行い、しごと塾生及び参加企業を確保すること。

第 12 目標

しごと塾生の概ね60%以上の就職マッチングを目標とする。なお、しごと塾を実施する中で就職マッチングに至らなかった者については、本市の無料職業紹介窓口への誘導に努めること。

第 13 業務実施における連絡・協議

実施事業者として選定された団体は、すみやかに委託契約を締結し、尼崎市と具体的な業務内容及びその履行方法などについて調整・協議すること。

第 14 業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ尼崎市が認めた場合はこの限りではない。（この場合、尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定するこれらと密接な関係を有する者に委託し、又は請け負わせてはならない。）

第 15 委託料

6,551千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。

第 16 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

第 17 契約保証金

契約金額が300万円（消費税込）以上の場合は、契約保証金（契約金額の5/100以上）が必要となる。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付すること

第 18 損害賠償

受託事業者は、本業務の履行により生じた受託事業者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託事業者が一切処理し、その損害を賠償すること。

第 19 留意事項

1 成果物に関する事項

尼崎市が当該委託事業に基づき、依頼した作成物にかかる著作権は尼崎市に帰属する。

2 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用すること。

3 あま咲きコイン（SDGs ポイント）の周知及び付与について

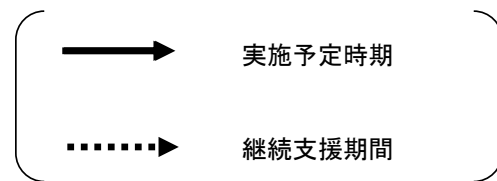
しごと塾参加者へのあま咲きコイン（SDGs ポイント）の周知及び付与に関することについては、尼崎市と協議すること。

4 特記事項

- (1) 事業実施にあたっては、事前に提案した企画内容を遵守すること。
- (2) 関係団体との調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。
- (3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規・条例等を遵守すること。
- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (5) その他仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議し対処すること。

キャリアアップ支援事業・「しごと塾」のスケジュール(案)

セミナー内容	2025年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
しごと塾 第1期				→								
しごと塾 第2期							→					
しごと塾 第3期										→		



※しごと塾の実施時期については、プロポーザル審査終了後に、決定した受託事業者と行う打ち合わせにおいて、最終決定するものとする。